

5 ダンス教授所における演奏等

ダンス教授所など客にダンスを教授することを主たる目的とし、設備を設け客にダンスをさせる営業を行う施設において、当該営業とともに著作物を演奏等する場合の使用料は、原則として1演奏場所又は1上映場所を単位とし、次により算出した金額に、消費税相当額を加算した額とする。

(1) 月額使用料は、下表のとおりとする。

① 社交ダンス教授所

ダンス教師の数	30分間の教授料 (消費税額を含まないもの。以下同じ。)	月 額 使 用 料
1人～3人	1,000円まで	3,000円
	2,000円まで	4,500円
	3,000円まで	6,000円
4人～6人	1,000円まで	5,000円
	2,000円まで	7,500円
	3,000円まで	10,000円
7人～9人	1,000円まで	7,000円
	2,000円まで	10,500円
	3,000円まで	14,000円
10人～12人	1,000円まで	10,000円
	2,000円まで	15,000円
	3,000円まで	20,000円

(ア) ダンス教師の数が12人を超える場合の使用料は、ダンス教師の数が3人までを超えるごとに、「10人～12人」の場合の使用料に、「1人～3人」の場合の使用料を加算した額とする。

(イ) 30分間の教授料が3,000円を超える場合の使用料は、1,000円までを超えるごとに、「3,000円まで」の場合の使用料に、「1,000円まで」の場合の使用料の $\frac{50}{100}$ の額を加算した額とする。

② 社交ダンス教授所以外のダンス教室などの教授所

面積	30 分間の教授料	月額使用料
60 m ² まで	1,000 円まで	6,000 円
	2,000 円まで	8,000 円
	3,000 円まで	9,000 円
120 m ² まで	1,000 円まで	9,000 円
	2,000 円まで	11,000 円
	3,000 円まで	13,000 円
180 m ² まで	1,000 円まで	12,000 円
	2,000 円まで	15,000 円
	3,000 円まで	17,000 円
240 m ² まで	1,000 円まで	15,000 円
	2,000 円まで	18,000 円
	3,000 円まで	21,000 円
300 m ² まで	1,000 円まで	18,000 円
	2,000 円まで	22,000 円
	3,000 円まで	26,000 円

(ア) 面積が 300 m²を超え 900 m²までの場合の使用料は、150 m²までを増すごとに、「300 m²まで」の場合の使用料に、「60 m²まで」の場合の使用料を加算した額とする。

(イ) 面積が 900 m²を超える場合の使用料は、900 m²までの場合の使用料に、「300 m²まで」の場合の使用料を加算した額とする。

(ウ) 30 分間の教授料が 3,000 円を超える場合の使用料は、1,000 円までを超えるごとに、「3,000 円まで」の場合の使用料に、「1,000 円まで」の場合の使用料の $\frac{20}{100}$ の額を加算した額とする。

(2) (1)によらない場合の使用料は、著作物1曲1回ごとに定めるものとし、その使用料は次のとおりとする。

① 利用時間が5分までの場合の使用料は、下表のとおりとする。

30分間の教授料 面積	5,000円まで	10,000円まで	15,000円まで	20,000円まで	20,000円を超える場合 5,000円までを増すごとに 加算する額
60㎡まで	90円	110円	130円	150円	20円
120㎡まで	140円	170円	200円	230円	30円
180㎡まで	180円	220円	260円	290円	40円
240㎡まで	230円	280円	330円	370円	50円
300㎡まで	270円	330円	380円	440円	60円
450㎡まで	360円	440円	510円	580円	80円
600㎡まで	450円	540円	630円	720円	90円
750㎡まで	540円	650円	760円	870円	110円
900㎡まで	630円	760円	890円	1,010円	130円
1,125㎡まで	720円	870円	1,010円	1,160円	150円
1,500㎡まで	900円	1,080円	1,260円	1,440円	180円
2,250㎡まで	1,260円	1,520円	1,770円	2,020円	260円
3,000㎡まで	1,620円	1,950円	2,270円	2,600円	330円
3,000㎡を超える場合	1,980円	2,380円	2,780円	3,170円	400円

② ①にかかわらず、適法に録音された録音物により著作物の演奏が行われる場合、利用時間5分までの使用料は、下表のとおりとする。

30分間の教授料 面積	5,000円まで	10,000円まで	15,000円まで	20,000円まで	20,000円を超える場合 5,000円までを増すごとに 加算する額
60㎡まで	40円	50円	60円	70円	10円
120㎡まで	60円	80円	90円	100円	20円
180㎡まで	80円	100円	120円	130円	20円
240㎡まで	90円	120円	140円	150円	20円
300㎡まで	110円	140円	160円	180円	30円
450㎡まで	150円	180円	210円	240円	30円
600㎡まで	180円	220円	260円	290円	40円
750㎡まで	220円	270円	310円	360円	50円
900㎡まで	260円	320円	370円	420円	60円
1,125㎡まで	290円	350円	410円	470円	60円
1,500㎡まで	360円	440円	510円	580円	80円
2,250㎡まで	510円	620円	720円	820円	110円
3,000㎡まで	650円	780円	910円	1,040円	130円
3,000㎡を超える場合	800円	960円	1,120円	1,280円	160円

③ ①にかかわらず、ビデオグラムの上映が行われる場合、利用時間5分までの使用料は、①の使用料の $\frac{60}{100}$ の額とする。

④ 1曲1回の利用時間が5分を超える場合の使用料は、5分を超えるごとに、利用時間が5分までの場合の金額に、その同額を加算した額とする。

(ダンス教授所における演奏等の備考)

(ダンス教師の数)

- ① ダンス教師の数とは、当該施設において対価（名目の如何を問わない。）を得てダンスを教授する者の総数をいう。
- ② 上記①に該当する者で、一日の勤務時間を問わず週4日以上勤務をする者についてはその人数を1人と、週3日以内勤務をする者については0.5人とし、それぞれを合算した人数をダンス教師の数とする。

なお、1人に満たない端数が出た場合は、切り上げとする。

(面積)

- ③ 面積とは、主としてダンスをするために設けられた場所の面積をいう。

(30分間の教授料)

- ④ 30分間の教授料とは、名義を問わず、客がダンスのレッスンを受けるために支払うもの（消費税額を含まないもの。）で、1教程に支払う対価を30分の割合にした料金をいう。

なお、この料金に等級区分がある場合は、その算術平均額とする。